

# 閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

## 令和8年第3回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤井寺市



# 目 次

| 議案番号  | 議 案 名                              | ページ |
|-------|------------------------------------|-----|
| (報 告) |                                    |     |
| 1 0   | 令和 7 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について          | 1   |
| 1 1   | 令和 7 年度藤井寺市資金不足比率の報告について           | 2   |
| (認 定) |                                    |     |
| 1     | 令和 7 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について        | 3   |
| 2     | 令和 7 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  | 4   |
| 3     | 令和 7 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 5   |
| 4     | 令和 7 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    | 6   |
| 5     | 令和 7 年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について       | 7   |
| (議 案) |                                    |     |
| 3 9   | 藤井寺市景観条例の一部改正について                  | 8   |
| 4 0   | 藤井寺市監査委員の選任につき同意を求めることについて         | 1 0 |

## このほかの提出議案

- |      |     |                                       |
|------|-----|---------------------------------------|
| 議案番号 | 4 1 | 令和 8 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 2 号）について        |
|      | 4 2 | 令和 8 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
|      | 4 3 | 令和 8 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について    |



報告第 10 号

令和 7 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

| 実質赤字比率             | 連結実質赤字比率           | 実質公債費比率              | 将来負担比率                 |
|--------------------|--------------------|----------------------|------------------------|
| —<br>( 1 2 . 7 3 ) | —<br>( 1 7 . 7 3 ) | 1 . 8<br>( 2 5 . 0 ) | 8 . 7<br>( 3 5 0 . 0 ) |

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 1 1 号

令和 7 年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

| 特別会計の名称   | 資金不足比率           | 備 考                                                                   |
|-----------|------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 公共下水道事業会計 | —<br>( 2 0 . 0 ) | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 9 7 号）第 1 7 条第 1 号の規定により事業の規模を算定 |

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

認定第 1 号

令和 7 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 2 号

令和 7 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 3 号

令和 7 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 4 号

令和 7 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 5 号

令和 7 年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度藤井寺市公共下水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 議案第 39 号

### 藤井寺市景観条例の一部改正について

藤井寺市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

### 提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）により景観法（平成 16 年法律第 110 号）の一部が改正されたことに伴い、項ずれ及び号ずれが生じたため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市景観条例の一部を改正する条例

藤井寺市景観条例（平成 25 年藤井寺市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 16 条第 7 項第 1 1 号」を「第 16 条第 8 項第 1 2 号」に改め、同条第 3 号中「第 16 条第 7 項第 1 号」を「第 16 条第 8 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

議案第 4 0 号

藤井寺市監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

識見を有する者のうちから選任する者

服 部 隆 行

提案理由

令和 8 年 9 月 3 0 日任期満了によるものである。

住所

服 部 隆 行

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 25年 9月 保護司（現在に至る）

同 31年 4月 羽曳野・藤井寺地区保護司会理事

[Redacted]

[Redacted]

同 4年 10月 藤井寺市代表監査委員（現在に至る）

同 4年 11月 藤井寺市柏原市学校給食組合監査委員（現在に至る）

同 7年 4月 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会監事（現在に至る）

同 7年 5月 羽曳野・藤井寺地区保護司会監事（現在に至る）

[Redacted]

